

▼大気汚染に係る環境基準※¹・指針(1)

令和7年3月31日現在

物質	二酸化硫黄 (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質※ ² (SPM)	光化学オキシダント※ ³ (O ₃)	二酸化窒素 (NO ₂)	非メタン炭化水素※ ⁴ (NMHC)
環境上の 条件	1時間の1日平均値が 0.04ppm以下であり、 かつ、1時間値が 0.1ppm以下であるこ と。 〔原則として5年以内 に達成すること〕	1時間の1日平均値が 10ppm 以下であり、か つ、1時間値の8時間 平均値が20ppm 以下 であること。 〔できる限り速やか に達成維持するこ と〕	1時間の1日平均値が 0.10mg/m3以下であり、か つ、1時間値が0.20mg/m3以 下であること。 〔同左〕	1時間値が0.06ppm以 下であること。 〔同左〕	1時間の1日平均値が0.04ppmか ら0.06ppmまでのゾーン内又はそ れ以下であること。 〔1時間の1日平均値が 0.04ppmから0.06ppmまで のゾーン内にある地域に あっては、原則としてこの ゾーン内において現状程度 の水準を維持し、又はこれ を大きく上回るものとなら ないよう努めるものとす る〕	光化学オキシダントの日最高1時間 値0.06ppmに対応する非メタン炭化 水素の濃度として、午前6時から9時 までの3時間平均値が、0.20ppmC から0.31ppmCの範囲にあること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外 線蛍光法	非分散型赤外分析計 を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測 定方法又はこの方法によって 測定された重量濃度と直線的 な関係を有する量が得られる 光散乱法、圧電天びん法若し くはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶 液を用いる吸光光度法 若しくは電量法、紫外線 吸収法又はエチレンを 用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度 法又はオゾンを用いる化学発光法	ガスクロ分離FID検出器による直接 法又は全炭化水素とメタンの差量 法
告示年月日	昭和48年5月16日	昭和48年5月8日			昭和53年7月11日	昭和51年8月13日(中公審答申)

※¹ 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
※² 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm以下のものをいう。
※³ 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
※⁴ 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針。